試験事務等の指定試験機関・登録機関における実施の経緯について

「行政改革に関する第5次答申ー最終答申一」(昭和58年3月)において、行政事務のスリム化・民間活力の活用の観点から、「試験事務については、受験者数が多数に上る資格制度を中心に、指定試験機関制度等の導入を積極的に行い、試験事務の民間団体への委譲を進める。」こととされた。

これにより、これ以降に新たに国家資格化された、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師及び言語聴覚士は、それぞれの根拠法において、厚生労働大臣が各々指定する者に試験業務及び登録業務を行わせることができると定められ、指定試験機関・登録機関として、各財団法人が指定されている。

行政改革に関する第5次答申(昭和58年3月14日) 一抜粋ー

- 2 許認可等の整理合理化
- (1) 資格制度
 - (イ)事務の民間団体への委譲

資格制度に関する事務のうち試験事務、講習事務、登録事務等は、行政機関の裁量的判断を要するものが少なく、比較的定型的なものが多い一方、行政機関にとってかなりの負担となっている例が少なくない。このため、行政事務の簡素化等の見地から、民間団体において処理を行っても制度の意義・目的を損なうおそれのない事務については、極力、民間団体への委譲を行うものとし、現在適切な引受団体がない場合にあっては、今後その育成に努める。

- なお、事務の民間団体への委譲に当たっては、受益者負担の適正化の観点から独立採算制を原則とするとともに、事務運営の公正確保等についても十分配慮する。
- 1) 試験事務については、受験者数が多数に上る資格制度を中心に、指定試験機関制度等の導入を積極的に行い、試験事務の民間団体への委譲を進める。

なお、指定試験機関制度等の活用に当たっては、既存団体の活用あるいは総合的な 資格試験の実施等による運営の効率化を図るべきであり、例えば、都道府県知事が 行う各種の試験については都道府県ごとに一つの指定団体(資格試験センター)に実 施させることなどについても検討する。

3)登録事務については、資格者団体の社会的地位を高めて資格者のモラルや資質の向上を図る観点からも、行政機関の指導監督の下に、当該資格者で構成する団体等において処理させるものとする。